

相談窓口

★セクシュアルマイノリティ相談

「性に疑問や違和感がある」、「誰かに自分のことを知つてほしい」、「カミングアウトを受けたが、どうすればいいの？」など、性のあり方について、本人だけでなく、家族や友人、同僚や教師などの方を対象とした相談窓口です。

令和2（2020）年4月1日からは、「伊丹市立男女共同参画センターここいろ」にて、実施しています。臨床心理士・産業カウンセラーの資格をもった相談員が対応します。

第1・第3金曜日 15:00～18:00

相談電話番号：072-767-1012

相談は、電話相談の他、メール相談も随時受け付けています。詳しくは男女共同参画センターここいろのホームページをご確認ください。



「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行について

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に向けて、令和5年6月23日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が交付、施行されました。詳しくは下記のQRコードよりご確認ください。



伊丹市 市民自治部 共生推進室 同和・人権・平和課

伊丹市千僧1丁目1番地

電話番号：072-784-8077 FAX:072-780-3519

202401(5)

伊丹市は令和2（2020）年5月15日 伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度 を実施しています。

伊丹市では、性の多様性に関する理解のさらなる広がりと、誰もが互いの多様性を認め合い、自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現のため、同性パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

パートナーシップ宣誓制度とは・・・

互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを市長に宣誓した同性カップルに対し、市長が、これを証して、受領証をお渡しするものです。

同性カップルの人は、病院での面会や治療、住宅入居を始め、パートナー、家族としての関係が求められる様々な場面で、この受領証の提示により、夫婦と同様の関係性を理解されやすくなります。

◇対象者の要件

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合い、支え合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティのお二人で、次のすべてを満たしている方とします。

- (1) 成年であること。
- (2) 本市に住所を有し、又は概ね1ヶ月以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がないこと及び宣誓の相手方以外の者とパートナーシップ関係がないこと。
- (4) 近親者でないこと（養子縁組は除く）。

令和6（2024）年1月1日、10市1町で
「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」
を締結しました。

本市と協定を締結した市町
尼崎市・西宮市・芦屋市・宝塚市・川西市・三田市・丹波篠山市・
丹波市・淡路市・猪名川町

必要書類を簡素化し、受領証及び住民票の写しの提出のみの簡単な手続きで伊丹市の宣誓受領証カードを交付します。

また、10市1町が連携して、性の多様性への取組を行い、さらなる性の多様性の理解の広がりを目指していきます。

詳しくは市のホームページをご確認ください。



せい た よう せ い
「性の多様性」
なんだろう？

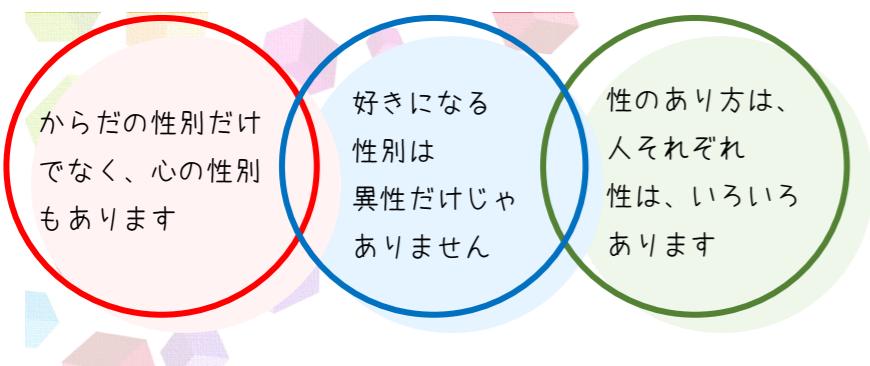


性のあり方は、十人十色。
誰もが自分らしく生きられるまちにする
ため、その人らしさである性の多様性に
について知り、考えましょう。

itanni
伊丹市

性の多様性って？

一般的に、性は「男性」「女性」に分けて考えられますが「性」のあり方は、もっと多様なものとして、以下の4つの要素で捉えることができます。



からだの性

身体つき、性遺伝など

性自認・こころの性

自分の性別をどう思うか

社会的な性(性表現)

服装、しぐさ、言葉遣いなど

性的指向(好きになる性)

好きになる相手の性別

一人ひとりに個性があるように、性のあり方もさまざまです。「からだの性」と「性自認・こころの性」が異なる人や、「性的指向(好きになる性)」が異性でない人もいます。

このように、性のあり方が少数派の人たちを「性的マイノリティ」や「LGBT」と呼ぶことがあります。「LGBT」とは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性同性愛者）、トランスジェンダー（生まれ持った性と異なる性を生きる人）の頭文字をとって、組み合わせた言葉で、性的マイノリティの総称の一つとして国際社会で定着している言葉です。

「LGB」は性的指向に関するマイノリティ、「T」は性自認に関するマイノリティを指しています。

全ての人の性のあり方を指す言葉。SOGI

LGBT 以外にも、男女どちらともに恋愛感情を持たない人、自分自身の性を決められない人や分からぬ人などもいます。

そうしたさまざまな性のあり方を示す言葉として、「SOGI（ソジ）」が生まれました。

「SOGI」は、「性的指向（Sexual Orientation=S）」と「性自認（Gender Identity=GI）」の頭文字を取ったものです。

LGBT のようにマイノリティだけを表現する言葉ではなく、性別を大きく捉え、全ての人の性のあり方に関わる概念として使われるようになっています。



正しい知識と関心を持つことが大切です

こんなこと言ってませんか？

本人の了解を得ず、第三者に暴露する行為のことを「アウティング」（下図参照）と言います。公にしたくない性的指向や性自認を暴露されることは、精神的苦痛を被ることになります。アウティングなど、性的指向や性自認に関しての差別や嫌がらせ（＝ハラスメント）を“SOGI（ソジ）ハラ”と言います。



「多様な性について考え方～性的指向と性自認～」
(法務省：<http://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html>) の一部を加工して作成
(上図、右上図)

悪意のない言葉で傷つけることもある

例えば、性的マイノリティの人を侮辱する発言や、中性的な外見の人等のことを陰でうわさ話をするなど、**だれもが加害者にも被害者にもなりうるのが、SOGI ハラ**です（下図参照）。男女雇用機会均等法の改正により2020年6月から事業主に対し防止対策が義務付けられているセクシュアルハラスメントには、このSOGI ハラやアウティングが含まれます。



●差別的な言葉を使わない

同性同士の仲の良さや、女性らしくない、男性らしくないといったことで、からかうような、差別的な発言はやめよう！

●異性愛を前提としない

異性愛を想定した質問（「彼氏・彼女はいるの？」など）など、相手の好きになる性別を勝手に決めつけるようなことはやめよう！



差別的な言動を見かけたときは、「何がおかしい」のか伝えてあげましょう。

性的マイノリティの人から相談等を受けたときは、「何に困っているのか」を聞き、一緒に考えましょう。

相手を思いやり、ハラスメントにならないようなコミュニケーションが必要です。